

第四回

参第七号

地方自治法の一部を改正する法律（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「その家族等に対する俸給その他の給与に関する事務」の下に「並びに特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の施行に関する事務」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、政令で特例を設けることができる。

同条第二項中「特例」を「必要な規定」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

理 由

特別未帰還者給与法の制定に伴い同法施行に関する事務を都道府県及び特別市等に行わしめる等の必要がある。

これがこの法律案を提出する理由である。